

大島町地域公共交通活性化協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、大島町地域公共交通活性化協議会規約第6条の規定に基づき、大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国、東京都からの補助金、大島町からの負担金及び補助金、事業者からの負担金、繰越金及びその他諸収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始又は年度初回の協議会に諮るものとする。ただし、歳入歳出がない年度については、予算の調製及び協議会に諮ることを省略することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大島町長へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の承認の得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他会計事務を司り、適正に処理し

なければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大島町において定められている取り扱いに準ずる。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算時)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和5年1月18日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第2 (第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	2 事業費	2 事業費
3 予備費	3 予備費	3 予備費